

# 意見陳述書

2021年7月14日

富山地方裁判所 御中

原告 清水哲男

清水哲男と申します。

今は、年金生活をしていますが、2012年3月末までは、富山県職員の福祉職として、富山県立児童福祉施設で、障害児の生活指導の業務を行ってきました。現役中は、「福祉とは、人権擁護」を肝に銘じ、業務にあたってまいりました。現在は71歳です。

私は、北陸電力の株主として「志賀原発株主差止め訴訟」に原告として参加した思いについて、陳述をさせていただきます。

## 【株主になった経過】

私の父は、1939年に当時の日本発送電に入社しました。その後、第二次世界大戦で従軍し、1945年8月の終戦で復員しました。以降37年間、北陸電力の社員として神通川水系の発電所・変電所で勤務していました。

その父が保有していた北陸電力従業員持株を相続して株主になりました。

## 【父との思い】

父は生前から、原発に対して問題意識を私に話してくれていました。その背景は、終戦のきっかけとなった、広島・長崎に投下された原子爆弾の惨事を真のあたりにしたことでした。「原発はだめだ」と生前から口にしていました。

## 【北陸電力株主総会に参加して】

私は、北陸電力株主総会に初めて参加したのは、2013年の株主総会でした。この株主総会では、「北陸電力のコンプライアンスの欠如」に関する質問をいたしました。

この年の5月1日、石川県羽咋市で開催されたメーデーで、「パワーハラスメント反対」「サービス残業一掃」のプラカードを掲げて北陸電力労組の組合員が参加されていました。北陸電力は過去に、労働基準監督署からサービス残業を指摘され、2004年9月から2006年8月までの2年間で、1,900名、総額4億7000万円の賃金未払い分を支払った前科（＝労働基準法違反）がありました。また、1999年6月～7年間も志賀原発1号機の臨界事故を隠し、そしてその記録を改ざんしていました。このような悪しき体質があります。

このことは、北陸電力そのものが、「利益優先」というコンプライアンスの欠如に陥っていると云わざるをえません。

以上のことを経営陣に質問しましたが、回答はありませんでした。

## 【福島原発事故作業での労働基準法違反等について】

2017年6月28日に開催された北陸電力株主総会では、福島原発事故の作業での労働基準法違反等に関連して質問しました。

福島原発事故後6年が経過したことから、福島原発事故による廃炉作業・汚染除去作業に従事する原発作業員の労働環境について、福島労働基準監督署は2016年1月～6月までの半年間に実施した監督指導結果を公表しました。労働基準法違反が13件、労働安全衛生法違反が8件でした。

この違反状態を、除染作業を請け負う建設会社の社長は、「違法な行為だと承知していた。しかし、どこでもやっている」と証言していました。この証言を志賀原発の除染作業に置き換えて質問しました。

### 《労働安全衛生法違反》

#### ① 除染電離健康診断結果の報告（除染電離則第58条）

除染電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出していなかった。

#### ② 元請けの下請けに対する指導（労働安全衛生法第29条）

元請事業者は、下請事業者が法律に違反しないよう指導しなければならないが、十分な指導をしていなかった。

#### ③ 作業場所の事前調査（除染電離則第7条）

除去対象土壌の放射能度を事前に調査していなかった。

#### ④ 放射線量の測定（除染電離則第5条）

外部被ばく線量を測定するための線量計を車の中に置いたままで、装着せずに作業していた。

### 《労働基準法違反》

#### ① 割増賃金の支払（労働基準法第37条）

- ・週40時間を超える時間外労働に対し、2割5分以上で計算した割増賃金を支払っていないかった。
- ・時間外割増賃金単価の算定に際して、所定労働時間数より多い労働時間数で日給や月給を割って単価を算定していた。

#### ② 賃金台帳の作成（労働基準法第108条）

- ・賃金台帳に労働時間数や時間外労働時間数を記載していなかった。

#### ③ 法定労働時間（労働基準法第32条）

- ・36協定の締結・届出をせず、1日8時間、1週40時間を超える時間外労働を行わせていた。

#### ④ 労働条件の明示（労働基準法第15条）

- ・労働者を雇い入れる際、労働条件を明示した書面（労働条件通知書）に、賃金の支払方法、休憩、休暇などを明記していなかった。

以上の福島原発の実態を踏まえて、北陸電力の志賀原発では同様の法令違反はないのか、経営陣に質問いたしましたが、明確な回答はありませんでした。

### 【福島原発事故の被害者への対応について】

2019年6月26日に開催された北陸電力株主総会では、東京電力による福島原発事故被害者への賠償切り捨てが大きな社会問題になっていることから、「北陸電力の原発で大事故を起こした場合は、被害者に最後まで責任を取る」という株主議案が提案されました。それに対して取締役会は反対の意見を出しました。そこで私は、以下のように北陸電力の認識と対応について質問しました。

「まず、『取締役会の意見』について、取締役に質問します。

第1に、招集通知の22ページを取締役会の意見では、原子力損害賠償制度が定められていることが書かれていますが、福島原発事故の被害者に対する東京電力のあまりに冷たい仕打ちが大きな社会問題になっていることに対する北陸電力としての認識について、まず質問します。

被害を受けた地域住民が申し立てた「裁判外紛争解決手続き（ADR）」において、国の原子力損害賠償紛争解決センターが示した和解案を東京電力が拒否して、手続きが打ち切られるケースが相次いでいることが新聞やテレビなどでも報道されており、私も聞いています。福島原発事故で放射性物質をまき散らして、多くの県民の生活や財産、職業を奪った加害者である東京電力が、一方的に被害を受けた住民への損害賠償を値切ってみたり、国の機関の和解案も拒否して被害者をさらに苦しめています。

当社取締役はそれを知っているのですか。また、その現実をどのように考えているのですか。また、志賀原発で事故が起きた場合は、北陸電力は東京電力と同じような対応をして、被害住民を苦しめるつもりですか。取締役の説明を求めます。」

それに対して、金井豊社長は「同社の対応状況については承知しておらず回答できない」（北陸電力作成の議事録参照）と述べただけで、北陸電力として東電の対応状況の調査や情報収集はおろか自社の志賀原発事故の場合の被害者への対応方針などへの取締役の回答は、全くありませんでした。

### 【労働災害に対する経営陣の責任について】

2021年6月25日に開催された北陸電力株主総会で、私は、北陸電力のダムで発生した労災死亡事故について、経営陣の認識などを以下のように質問しました。

「去る5月21日（金）の午前10時頃に富山市亀谷の発電所の取水ダムで、取水口のゴミを取り除いていた北陸電力の社員が誤って和田川下流に4、5kmも流され死亡した事故について質問をさせていただきます。

新聞報道によると、『他の従業員と2人で取水口にたまっていた流木や石などを除去していた。事故当時、現場は雨が降っていて、水かさが増していた。警察は事故原因を調べている。』とのことでした。

私は、神通川水系の近くに住んでいましたが、上流で強い雨が降ると流木やゴミが取水口付近に溜まっている光景を数多く見てきました。言い換えれば、常日頃のあり得る出来

事ともいえます。この取水口付近に溜まった流木やゴミを除去する作業中に転落されたと思われる。

私は、『社員の安全と健康の確保は経営陣の責任である』と思っています。労働安全衛生法では、『事業主は、労働災害を防止するために、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任を果たさなければならない』と規定しています。したがって、今回の労働災害死亡事故の原因は、『経営陣が安全配慮義務を怠ったことが原因で、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任がある』と思います。

そこで、取締役にお聞きします。

①経営陣の責任について、どのように考えておられるのか。

②労災事故でお亡くなりになった方のご遺族への補償は、どのようになっているのか。

この2点について、お答え願います。」

それに対して水谷副社長は、

①安全ベルト等の装着はしていませんでした。誠にすいませんでした。

②遺族に対しては、当社の労働災害補償制度で対応していきたい。

との答弁だけでした。

安全ベルト等の不装着は社員の責任ではなく、経営陣の法令順守不徹底に責任があります。私は、経営陣の責任を質問しましたが、それには何も答えがありませんでした。これまでの株主総会で私は、志賀原発などの職場での労働安全衛生などの問題で何度も質問して、北陸電力のすべての職場での労働法令順守を経営陣に求めてきました。しかし、今回の労災死亡事故で、経営陣の労働法令順守意識の欠如を改めて考えさせられました。

#### 【裁判所に期待すること】

私が父から北陸電力株を相続した時は、富山県が筆頭株主でした。今も、大株主になっています。このことは、多額の県民の税金が投入されていることになります。多額の県民の税金が投入されているということは、必然的に、「公共の福祉を重視した事業運営」をはかるべきと思います。しかし、北陸電力経営陣が固執する原発事業は、それに逆行しているとしか思えません。

2011年3月11日に発生した東日本大震災での福島原発事故は、未だ完全に復興していません。一度、原発事故が発生すれば、私たち住民の命や生活を守ることはできません。しかし、これまで述べたように、志賀原発の臨界事故隠しや、社員の労働災害死亡事故での対応においても、コンプライアンスの欠如が常態化している北陸電力経営陣の責任は重大と言わざるを得ません。

また、全国の電力会社の株価は、沖縄電力が最高値を示しています。沖縄電力だけが原発を持たないからです。福島原発事故を起こした東京電力は最下位の株価となっています。原発事業に固執する経営陣のために、株主は大きな損害を被っています。

裁判所におかれては、県民の生命を守るためにも、一日も早く志賀原発差止め判決を出されるようお願いします。

以上